復 興 整 備 計 画 (案)

(第一回変更)

川 内 村・福 島 県

平成27年6月1日

1 復興整備計画の区域(計画区域) (法第46条第2項第1号関係)

川内村の全域(別添の復興整備事業総括図のとおり。)

2 復興整備計画の目標(法第46条第2項第2号関係)

- ① 災害に強く安全で安心な村づくり
 - 広域的視点による防災拠点となる大型避難施設や備蓄倉庫の整備や、避難道路としての高規格の道路を整備し、災害に強く、安全・安心に生活できる村づくりを目指す。
- ② 空間線量の低減と日常的な放射線管理・健康維持体制の充実 村民の安全を確保し健康を守るため、継続したモニタリングやポストの新設や、除染計画の適正な見直しなど徹底した除染を実施するとともに、放射線 に対するリスクコミュニケーションや定期的な健康診断を実施する。
- ③ 定住者促進のための生活環境の維持・向上

帰村者など定住者を増やすには生活環境の整備が欠かせないため、復興公営住宅や若者・転入者用の定住促進住宅の建設や空き家の有効活用などによる 住宅環境を確保するとともに、商業施設の整備など生活の利便性の向上を図っていく。また、医療体制の確保、保健福祉関連施設の整備への支援、通学支援等教育環境の拡充し、さらに、関係機関(国、県、双葉地方広域市町村圏組合)と協力の上、国道399号のトンネル化など生活道路の整備促進、廃棄物などの適正な処理体制を確立し、総合的に生活環境の整備を図っていく。

④ 農業再生の村づくり

除染後の農地の安全性を確保し、組織的な営農、農地の集約化などにより農業の再生を進めるとともに、農産物栽培工場など新たな農業を推進する。 また、原子力災害により減少した畜産業は、経営基盤の強化などに努め再生を図っていく。さらに、汚染状況を踏まえ林業の振興にも努めていく。

- ⑤ 企業誘致の促進
 - 帰村・定住の促進に雇用の創出は不可欠であり、そのため工業団地を造成し、企業の誘致により雇用の場を確保する。
- ⑥ 再生可能エネルギーの推進及び村財政基盤の強化

村総合計画に基づき、村有地の活用を図り、積極的に再生可能エネルギー事業の導入を図る。なお、民間事業者が実施する場合は、村に対する生活環境整備などへの復興支援を図ることを条件に進め、併せて賃貸収入など村財源の確保に努める。

3 土地利用方針(法第46条第2項第3号関係)

- (1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向
- ①震災による道路の陥没や亀裂の早期の復旧を図り、災害に強い村道の整備を実施する。また、ふくしま復興再生道路である国道399号、県道小野富岡線、吉間田滝根線は、避難路線として重要であるため、速やかな改良を行う。
- ②除染が終わった農地においては、米、野菜等の農産物の作付けの再開を図るとともに、酪農再開に必要な牧草地の確保も図っていく。
- ③自然環境保全や農村風景と調和した総合的な土地利用の下に、災害からの復興にともなう受け皿としての生活環境の整備、原子力発電所関連産業に代わる継続的で安定した雇用や所得機会の創出のため、区域内にある遊休地、耕作放棄地を活用した再生可能エネルギー用地の整備や田ノ入地区に工業団地及び住宅用地整備を実施する。
- (2) 土地の用途の概要 (別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照)
- ①田ノ入地区を中心に帰還できない双葉郡内の自治体で操業していた企業や他都道府県からの進出企業等の誘致するための受け皿として、工業団地、それら 従業員用住宅用地等、更には「町外コミュニティ」受け入れのための住宅地整備を実施する。
- ②村内の遊休化している採草畑を活用し再生可能エネルギー施設の整備及び企業の誘致を図る。

③復興施設として、宮ノ下地区に商業	施設、復興公営住	宅、	迎原	5地区	区に集	特別養	養護す	老人ス	ホーム	を整	備す	つる。)					 			
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示	ミした縮尺1/25,000	10以上	上の‡	地形	図 (!	(別添	の復	興整	備事	業総打	舌図の	かと	おり)							
4 復興整備事業に係る事項(法第46:	条第2項第4号関	(係)																			
事業区分	図面記号									事	業	に	. 俘	3	5	事	項				
(1)市街地開発事業																					
(2)土地改良事業																					
(3)復興一体事業																					
(4)集団移転促進事業																					
(5)住宅地区改良事業																					
(6)都市施設の整備に関する事業																					
(7)津波防護施設の整備に関する事業																					
(8)漁港漁場整備事業																					
(9)保安施設事業																					
(10) 液状化対策事業																					

(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	A地区 (平伏森地区)	事業名称:川内村平伏森帰村促進太陽光発電事業(平伏森地区) 実施主体:合同会社クリスタル・クリア・ソーラー 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成26年度~27年度
	B地区 (糠塚地区)	事 業 名 称:かえるかわうち・メガソーラー発電所建設事業 (糠塚地区) 実 施 主 体: (株) エナジア 実 施 区 域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成26年度~27年度
	C 地区 <u>(田ノ入地区)</u>	事業名称:田ノ入工業団地等整備事業 実施主体:川内村 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成26年度~29年度

5 復興整備計画の期間(法第46条第2項第5号関係)

平成26年度から平成29年度まで

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項(法第46条第2項第6号関係)

4-1	土地利用基本計画の変更等に	係る事項(法第48条第1項関係)					
整理	事業区分	図面	変更等する土地利用基本計画等	変更等	変更等する部	分の面積(ha)	備	考
番号	F X L X	記号	次人(1) 0 工/E/14/11 至广山 百 (1	の別	拡 大	縮小	νm	. ,
1	その他施設の整備に関する事業	A地区	農用地利用計画	変更		2.8		
2	その他施設の整備に関する 事業	B地区	農用地利用計画	変更		4. 5		
<u>3</u>	<u>その他施設の整備に関する</u> <u>事業</u>	<u>C地区</u>	農用地利用計画	<u>変更</u>		9. 6		

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
 - 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
 - 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
 - 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
 - 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-2	- 一② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項(法第49条及び第50条関係)												
整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)		都市計画法 (農地法 (知事許可)	農振法	農振法 森林法		自然公園	漁港漁場 整備法	港湾法
省 万		iC 方	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	1項・第	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項4項都事で計画 の認可等	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	その他施設の整備に関する	A地区	0										
	事業		0										
2	その他施設の 整備に関する	B地区	0										
	事業	2,5	0										
2	その他施設の	C地区	<u>O</u>	<u>O</u>									
<u>5</u>	3整備に関する事業	<u>CRE</u>	<u>O</u>	<u>)</u>									

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 - 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 - 3 「農地法 (大臣許可)」は、上段には法第 49 条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類(様式第9)を添付する。なお、法第 46 条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。

様式第4 法第48条第1項第5号関係(農用地利用計画の変更)

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する 農用地利用計画の変更に関する事項

図面記号					
С					
変更前の農用地		農用地区域か	変更後の農用	農業上の	用途区分
区域面積	の編入面積	らの除外面積	地区域面積	用途区分	面積
				農地	938. 9ha (938. 9)
				採草放牧地	132. 5ha (132. 5)
1, 097. 0ha	0. 0ha	<u>9. 6ha</u>	<u>1, 087. 4ha</u>	混木林地	9. 0ha (0)
(1, 081. 0)	(0.0)	(9.6)	(1, 071. 4)	農業用施設用 地	7. 0ha (0)
				合 計	1, 087. 4ha (1, 071. 4)

(注)

¹ 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面番号を記載すること。

² 各面積欄には、面積の下に「うち農用地面積」を() 書きで記載すること。

^{3 「}農業上の用途区分」は、農業上の用途区分ごとの変更後の面積を記載すること。

農用地利用計画

1 農用地区域

下表の「範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区名	区域名	区域の範囲	除外する土地	備考
川内	上川内	字戸毛ノ森	13 14 16 22 24-1 28-1 28-230 96 96-4 の一部	
		字大平	2-2 39 40 42 43 57-1 57-2 73-1 85 101 104 129 137 141 142	
		字日山	501-1 の一部 501-23	
		字後谷地	61-1 61-2 62-18 62-21 67-3 77-1 77-2 78-1 79-3 81-1 82 84-2 84-3 90 92 92-4 94 427 487 488 516-1 547 549-1 552-1 563 598 599-1	
		字続ヶ滝	12 13-1 13-3 17-518 26 27-1 49 518-13 518-14 518-33の一部 522-40の一部	
		字竃場	507-11 508-27 507-33 507-51 508-34 508-37 508-38 508-46 508-69 508-122 508-123 508-125 508-117	
		字前谷地	70-1 70-6 70-7 73 76 77 78-1 94-2 100 104-1 104-3 112-1 122 126-1 127-1 127-4 128-1 133 134-1 163 167 168 169 172 173	
		字糠馬喰	505-15 505-17 505-20 505-21 505-22 505-24 505-26 505-28 505-72 505-106 505-108 505-138 505-158 505-159 507-18 507-19	
		字十八窪	3-1 3-2 13-12 40 49-1 69-3 83 112-8	
		字柳橋	510-3 520-3 520-6 520-7 520-8	
		字下原	41-1 41-2 41-3 41-4 41-5 42-1 43-1 46-2 54-1 55-1 66-2 68-1 72-2 164-1 176-1 210-1 211-1 216	

地区名	区域名	区域の範囲	除外する土地	備	考
ш +	LIUH	字碏ノ沢	1-3 504-17		
川内	上川内	字井戸ノ入	1 508-14 508-17 508-18 508-19 510-61 の一部 510-25 の一部 510-26 の一部		
		字高見曽根	190		
		字神送場	502-4 502-5 502-6 502-9 504-1 504-3 504-5 504-15 507-2 507-3 507-6 507-9		
		字水渡	8-2 9-2		
		字高塚	2の一部 504の一部		
		字関場	30-2		
		字太田	43-1		
		字川上	505-5 505-12 505-17		
		字迎原	27 74-1 74-2 77 78 79 83 84 85 88-1 88-2 89 140 141 149 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 71-1 の一部 71-3 の一部 73-1 の一部 74-3 の一部 212 の一部 213 の一部 214 の一部 215 の一部 217 の一部 218 の一部		
		字小堤	60-1 の一部 60-3 60-4 61 の一部		
		字清水洞	5-3 15-1 507-2 509-12 509-17		
		字中島	21		
		字久保	13 39 41 47-1 77-2 92-1		
		字西迎	20 21 22 23 60 61-1 61-2 62 66 80-5		
		字台	4		
		字山ノ神前	502-6 502-7 502-10 503-26 503-27 503-28		
		字上長網	60-1		
		字柿ノ内	21 28-1		
		字三合田	1 2 3 146 147		

地区名	区域名	区域の範囲			除外す	つる土地			備	考
ш њ	I. III da	字北田	35							
川内	上川内	字長網	31-1	42-2	42-4	42-5	58-1	58-3		
		字虚都窪	502-5	503-8	503-9					
		字大仲合	501-1							
		字細越		16 17 77 78	18 103	20 108-3	27-1	33		
		字原	18-1 55 62 69 123 252-1 260 282-2 285 295-2 310	18-2 56 63 71-1 230-1 252-2 268 283 286 299 311	31-3 58 64 74 231-1 256 269 284 290 299-1 312	31-4 59 65 79 232-1 257 280 284-1 291 303	54-4 60 66 81 234-1 258 281 284-2 292 304	54-5 61 68 82-2 235-1 259 282-1 284-3 292-1 309		
		字古町	9-1 31-1 79-3 103-1 128 147-1 171-1 179-1 197-1	9-2 69-1 79-5 123-1 129 154 175 180	9-3 69-3 82-1 124-1 131 156-1 176-1 181	15-1 69-6 90-8 125-1 138-1 163-1 177-1 182	18-2 69-7 100 126-1 139-1 166 177-2 188-1	18-3 70-1 100-2 127-1 142-1 168 178-1 196		
		字鷹ノ巣	11-1							
		字林	2-1 34-2 70 116 121 151 178 187-3 201 212-2	4 35-1 103 116-2 122 154-1 179 191-1 202 213-2	5-2 37-1 108 117-1 123 175-1 180 192-1 209	29-3 40-1 109 118-1 126 176-1 181-1 192-2 210	32-1 42 111 119-1 135 176-2 182-1 194-1 211	33-2 44-1 115 120-1 149-3 177 184 195 212-1		
		字大四郎	3-15		-7 3-8 -1 8-1 1 22	5 16	3-13 18 30	3-14 19		

地区名	区域名	区域の範囲	除外する土地	備	考
+	[]]] []	字沢	20-3 32 32-2 35 36-1 59 166		
川内	上川内	字沼畑	123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 136-1 136-2 136-3 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161-1 161-2 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171-2 172-2 173		
		字中里	110-1 116-1 116-2 127 130 144 246 247 248-1 249-1 250 251 252 253 265 266 286-1 287 382-1 383 384 391 394 395 398-1 399-1 400-1 405 406		
		字早渡	1-1 7-3 7-18 10-1 10-5 11-4 11-5 11-6 11-7 11-8 11-9 11-12 11-13 11-19 11-29 11-31 11-33 12-1 13 30 32-2 32-3 33-1 46 94-1 96-2 100 116 117-2 118 154-2 199 218 231 232 233 234 239 245 246 247 252 253 258 258-1 259 265 266-1 280 281 303 304 312 313 319		
		字緑	4-1		
		字炭焼場	516-2 516-3 516-4 516-5 516-6		
		字小山平	9		
		字町分	97-1 146-3 147 161 175-1 176-1 184-1 184-2 196 197 199 200-1 200-2 205-1 206-1 206-2 207-2 208 209-2 210 234-1 236 237-1 244 249-1 250-1 251-1 257-1 260 261-2 282-5 282-9 285 286 287 288 289 292 293 294 295 296 297-1 297-2 299 300 301 302 303 304-1 305-1 306 311 313 314 318-1 319 320 322-1 323-1 324-1 325-1 326-1 327 328-1 329 330 331 332 333		

地区名	区域名	区域の範囲	除外する土地	備	考
川内	上川内	字町分	334 335 336 337 339 340 341 342 343 344 345 346 354 355 357 359 360 361 364 368 369 370 371 373 374-1 375 392 394 394-1 396-4 398 399 400 414 415 416 416-1 417 419 420-1 422 423 424 427-1 427-2 431 432 433 434 435 436 437 439 440 441 442 442-1 443 444 445 446 447 448 402 の一部		
		字五社森	501-12		
		字瀬耳上	7-1 7-3 7-4 7-5 7-12 8-2 27 28 35-1 35-2 37-3 40-1 48 49 50-1 54 55 55-2 56-1 185-1 228-2 252-1 279-1 290-1 307 308 309-1 310-1 372		
		字持留	39-1 40 54 56-3 68 81-2 94-1 104-1		
		字舘屋	1-1 2 18-2 26-1 37 39 42 43-1 43-3 43-6 44 59 106 111 112-4 113-3 138-2 151 152 152-1 153 156 158-1 159 160 163 164-1 176 181 188 189 41-1 0 一部 109-2 0 一部		
		字綱木	4-213-21515-216175860-16210930-1 の一部30-2 の一部30-4 の一部33-4 の一部33-6 の一部39 の一部43-1 の一部		
		字長山	1		
		字大根森	65-6 65-7 65-26 77-2 81-1 82-1 83 85-1 85-2 85-8		
		字木ノ葉橋	7-21 7-30 7-32 7-37 7-41 7-42 7-43 7-47 7-48 7-49 7-50 7-52 7-54 17-1 24-3 27-4 29-1 31 74-12 74-25 90-1 136-1 158-1 169-7 171-2 171-3 533-1 533-3 30 の一部		

地区名	区域名	区域の範囲	除外する土地	備	考
111 .1.	f 111.1.	字子安川	49 108-1 108-14 108-15 108-16		
川内	上川内	字宇内良	503-7		
		字平伏森	63 64 65 66 501-9 501-11 502-2 508 509 510 45 の一部		
		字古熊山	1-3		
		字ドロブ	3		
		字福戸平	3 4		
		字西金山	501の一部		
	下川内	字宮渡	1 3-1 4-1 6-1 6-2 7 9-1 10 32-3 32-4 33-1 33-3 34-1 34-2 34-3 34-4 34-5 34-6 34-7 40 40-1 41 49-1 50-2 53-3 54-2 60 71-3 77 116 120		
		字宮ノ下	1-1 2 14-1 14-2 21-1 23-1 24-1 25-1 26-1 27-1 27-2 32-1 59 59-3 60-4 81-1 81-4 81-6 84-8 84-11 84-28 84-33		
		字菅ノ沢	4 9 31-2 31-12 31-14 31-巳		
		字宮坂	501-24 501-30 502 503 504 505 506		
		字西ノ内	66-1 66-2 66-3 67 68 70 71 110 111-1 111-2 112 113 49-1 の一部		
		字大蛇ノ神	1-1 6-1 7-1 8 9 12 18-2 24-1 24-2 26-1 27 28-1		
		字坂シ内	全域		
		字田ノ入	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		

地区名	区域名	区域の範囲			除外。	よる土地 かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし			備	考
川内	下川内		49-1 57-1 64-1 68-1 73 79 87 96 103 109	44 52-1 59-1 64-2 68-2 74 80 89-1 97 104 110 116-2	45 53-1 60 65-1 69 76-1 82-1 90-1 98 105 111-1 117-1	$\begin{array}{c} \underline{46} \\ \underline{54-1} \\ \underline{61} \\ \underline{65-2} \\ \underline{70-181} \\ \underline{76-2} \\ \underline{83-1} \\ \underline{93} \\ \underline{99} \\ \underline{106} \\ \underline{113-1} \\ \underline{118-1} \\ \end{array}$	47 55-1 62-2 66 71-1 77 84 94 100-1 107 114-1 119-1	48 56-1 63 67 71-2 78 85 95 102-1 108 115 120-1		
		字山梨作	<u>1-1</u>							
		字舘ノ下	6-4							
		字鍋倉		3-2 3 3-5	-3 4-	1 4-2	5-1	5-2		
		字沼田	17-3	19-2	19-3	19-4	53-1	53-7		
		字砂田	274 316	23 311-1 317 334	24 312-1 318 335	42 313 319 336-1	91-1 314 320 337	92 315 332-1		
		字堂小屋	49							
		字石崎		28 32-1	29 32-2	31-1 39	31-2 48-3	31-3 49-1		
		字松川原	29-1 31-8	11-3 29-3 46-6 505-4	16-2 31-1 46-9	16-16 31-2 48-10	16-17 31-3 48-11	16-18 31-6 48-24		
		字御所平	30-1	25 Ø—‡	部					
		字上ノ台		22 49	25-1 50	30-1 69	30-2	40-2		
		字西山		42 101	43	75	79-1	79-2		
		字水上		5-2 19-2	6 5	6 64-	2 71-	1 72		
		字家ノ前	2-3 0 -	部						

地区名	区域名	区域の範囲	除外する土地	備考
川内	下川内	字手古岡	41 42 47 47-2 68 71 102 103 108 139-2 140-2 155-2 160-2 160-7 213-2 214-1 221 265-3 267-1 475 477 1013-6 1013-13 475-1	
		字マリ山	2 501-32 501-33	
		字拝沢	4-1 9 9-1 9-2 9-3 65-2	
		字ドブ	3-6 4 4-2 4-3 18 30-1 39-2 43 49-1	
		字根岸	39-2	
		字原	24-2 24-4 33 34 35-3 43-1 46-1 46-2 50-2 55 56 62-2 63-1 64-2 65-2 66 66-1 67-1 80-2 106-31 65 の一部	
		字牛渕	1 2 3 38-4 38-5 38の一部	
		字平沢	23-3 23-4 23-9 23-10 23-11 23-12 29-1 30 31-3 33 34 42-1 45-8 45-9 48-2 49-1 62-3 70-29 70-45 70-46 70-47 70-58 70-65 70-67 98-1 98-5	
		字小田代	58 59 61 62 62-3 121	
		字道ノ下	13 14 18 50-24 50-27 76 78 162 163 164 193 194 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205	
		字熊ノ坪	9-3 10-1	
		字平梨	46	
		字北川原	11-5 14-1 14-3 16-1 19-4 50-2 54-2 67-1 77-1 78-1 84-2 85-2 103-30 172-6 172-7 172-11 172-17 173-7	
		字東山	6-1 7 8-1 8-2 8-3	
		字上滝	86-1 86-2 88-1 135-1 135-2 136-1 136-2 136-3 139-1 139-2 185	
		字五枚沢	2-5 14-3 14-6 24-3 24-5 28-1 28-2 35-1 44 65 66 67-5 517-5 36 の一部 39-2 の一部	
		字貝ノ坂	3-1 7-1 11 19 68-1 98 101 126-1 128 129-2 129-3 130 131 134-3 135-1 135-4 137-1 139 205 206 239 2-9 の一部	

地区	名	区域名	区域の範囲		除外する土地							考
Л	内	下川内	字毛戸	9 29 45-4	10 35-5 46-1	16 40-8 46-10	19-3 40-9 46-14	23-2 40-10	25-1 44			
			字南	1-2 39-5 80-1	2-2 39-6 81-1	31-1 42-1 83	32 74 85	34-1 76	34-3 78-1			
			字吉野田和	3-12 15-1 49-1 162-1	5-6 27-2 55 162-2	8 29-1 93 170	9-2 32-2 116	10 42-1 159-1	11-6 44 159-2			
			字荻	2-9 139-1	7-1 140	27-3 144	84-1 146	84-3 155	88	89		
			字糠塚	6-30 20-1 512-1	12-2 28 の一部	12-3 30-1	12-5 63-1	14-1 66-2	17-′	7		

イ 現況山林・原野等に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は、農用地区域とする。

地区名	区域の範囲	備考
上川内	大 四 郎 502林班17-ほ・17-つ小班・504林班16ろ小班	
下川内	手 古 岡 1014林班36-ち・小班1013-1の内・158-2・501-2の内・159-1 糠 塚 512林班66-ほ・66-に・小班516の内・501の内・5012の内 18・19 五 枚 沢 517林班67-い小班 牛 渕 528林班・424 荻 424林班62-い・507・522-1の内 南 527・528-1・502の内・501の内・82-1・84-1 上 滝 509の内・517-1の内 貝 ノ 坂 502・503・507-4・506-1の内	

2 農業上の用途区分

下表の「地区名・区域名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区名	区域名	用途区分の範囲
川内	上川内	農 地:下記採草放牧地、農業用施設用地として区分した区域以外の区域 採 草 放 牧 地:日山・高塚・続ヶ滝・後谷地・碏ノ沢・旗巻庭・大四郎 炭焼場・舘屋・大津辺・岡山 農業用施設用地:続 ヶ 滝 78-2・80-1・507-25・521-4 521-9の一部・521-373の一部 竃 場 507-25 戸毛ノ森 45-1 後 谷 地 53-1・54-3・63-9・78-2・79-1・86-3 101-1・101-2・596・597・681-1・677-1 678-1・679-1・680-1 十 八 窪 39・45-1・45-3・45-6・47-1・78・80-1 170 前 谷 地 85-1・87・116-1 下 原 11-3・74-1・75-2・76・108・188-1 柳 橋 509-1の一部 関 場 36・51 太 田 68-2・69-2 中 島 8-2・14-1・20・38・41 久 保 川原 66 長 網 27-2 上 長 網 27-2 上 長 網 52-1 国 見 15-2 林 43・62・96・98・99-1・134・136-1 139-1・140-1・148-1・168・170 原 92 中 里 134-2・135・136-1 早 渡 38・150-3・156-3・240 沼 畑 98 瀬 耳 上 30-1・41-1 持 留 67・75・80 子 安 川 42・45・47・59・104 舘 屋 112-1 平 伏 森 29-1・30-1・31-1 木 ノ 業 橋 120-1・120-2 大 根 森 35 大 津 辺 9-4・9-5・9-6・505-19

地区名	区域名	用途区分の範囲								
川内	下川内	農 地:下記採草放牧地、農業用施設用地として区分した区域以外の区域 採草放牧地:手古岡・田ノ入・毛戸・糠塚・南・上滝・鍋倉・貝ノ坂吉野田和 混木林地:荻 農業用施設用地:宮ノ下 38 田ノ入 70-210・150-1 沼田 53-6・60 堂小屋 51 石 崎 47-3 御所平 8・11-1 手古岡 162・173-1の内原 51-1・53-1・77平次 26-2・28-1・45-5・45-19・61-1・64-366-1 砂田 18・19・20北川原 11-1・59-1・66小田代 40・43・47-2・111-1・113・120-1吉野田和 96・98・148・272-1 糖塚 12-23・92・126-1の一部毛戸 9・10・16・19-3・22-1・26-1・29 荻 34・94-2の一部・156・157								

(注)

- 1 農用地区域及び農業上の用途区分は、大字、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれからの距離及び方向、平面図等により表示すること。表示に当たって、「区域の範囲」、「除外する土地」など文章表示では明確を期しがたい場合は、その部分について、概ね2500分の1程度の平面図を併用して表示すること。
- 2 一定の地物、施設、工作物については、確認した時点を記載すること。
- 3 1農用地区域の表については、変更前の農用地利用計画に、農用地区域に編入する土地は「範囲」の欄に、農用地区域から除外する土地は「除外する土地」の欄に追記等すること。
- 4 農業上の用途区分は、変更前の農用地利用計画に、当該用途区分(農用地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地)ごとの変更事項を追記等すること。

添付資料

既存の農用地利用計画の図に変更箇所を表示した図面

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係(農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・本村の基幹産業である農業は原発事故のため、土壌の汚染や生産者の避難などにより生産活動が停止し、特に畜産業は、旧警戒区域を中心に飼育農家が37戸から8戸に激減した。しかし、今後、意欲ある担い手の育成を図り、新たな農作物の作付けや経営の共同化など生産基盤及び体制の強化を図っていく。
- ・平成24年度に水田及び畑地の除染作業を行い、平成25年度から水稲は280ha中102ha、そばは95haで作付けを開始した。旧警戒区域では、平成26年より試験作付けを実施予定であり、今後も農地除染の実施や検査による出荷品の安全性を公表し、安心して営農に取り組める環境整備を図っていく。
- ・都会の親子などを対象に川内での農業体験事業を実施してきたが、引き続き対象を学生等に拡大するなど自然豊かな川内での農業体験により、リピーターや新しい担い手の創出・育成につなげるとともに、健康増進や生きがい、観光など複合的で魅力ある「新たな川内村の農業」に取り組む。

② 農業関係施策の推進に関する方針 (農業生産基盤整備等の実施予定等)

- ・旧警戒区域での農地除染を行い、試験作付けの検証結果も踏まえ安全性を確認するとともに、販売先の確保など流通システムのきめ細かなサポートを行う。
- ・農業者の避難や高齢化などにより、基幹産業である農業が危ぶまれていることから、中長期的な視点に立ち、次世代の農業の担い手や意欲ある農家の育成を図り、土地の集約化、多角化など農地の再整備や経営の共同化など農業経営基盤の強化を目指す。
- ・土を使わない完全人工光型野菜工場「川内高原農産物栽培工場」の販路や従業員の確保を図り、安定した経営を促進する。
- ・被災農家経営再開支援事業 (平成24年度) 旧警戒区域を除く村内全域 375ha
- ・被災農家営農再開支援事業(平成25年度) 旧警戒区域を除く村内全域 204ha
- (注)(1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を 実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
 - (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の 施策の実施方針を記載する。

2	1の施策を推進す	「るために必要な農地	の確保及びその利	用に関する基本的な事項
---	----------	------------	----------	-------------

① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)

旧警戒区域を含めた村内の原発被災農地は、既に除染を終えており、震災前と同様の面積を確保するとともに、被災農家営農再開支援事業などを活用し、耕作放棄地の解消やその抑制に努める。

② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)

工業団地、住宅団地、メガソーラー用地の整備箇所については、整備期間中も含め地域農業に影響がないよう配慮する。また、総合計画に基づく自然環境保全や農村風景との調和した総合的土地利用の下、川内村ならではの農村空間の保全を図り、里山を利用した農業活動及び教育活動を行う。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注)(1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
 - (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3	3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見(法第49条第2項の規定による協議会が組織され
•	ていない場合等(共同作成を除く。))	

別紙様式(復興整備事業ごとの農地等との調整状況)

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち農地面積	うち 農振地 域面積	うち 農用地 区域面積	事業主体	施 行	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用区分	移転元との関連
A地区	平伏森地区	その他施設の整備に関する事業	太陽光発電施設	3. 1ha	2.8ha	2.8ha	—ha (2. 8ha)	合同会社 クリスタ ル・クリ ア・ノー ラー	H26-27	_	都市計画区域外	_
B地区	糠塚地区	その他施設 の整備に関 する事業	太陽光発電施設	4. 5ha	4.5ha	4. 5ha	— ha (4. 5ha)	(株) エ ナジア	H26-27	_	都市計画区域外	_
C地区	田ノ入地区	その他施設 の整備に関 する事業	工業用地、 社宅用地	14. 9ha	10. 0ha	9. 6ha	— ha (9. 6ha)	川内村	H26-29	_	都市計画区域外	_
計				22. 5ha	17. 3ha	16. 9ha	— ha (16. 9ha)					

※ 「うち農用地区域面積」は、農用地利用計画の変更前(下段)、変更後(上段)の面積を記載している

留意事項:本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。 なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付し て被災関連市町村等に示すこと。

(注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。

- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業(非農用地区域を創設する場合)、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口(世帯数)の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口(世帯数)は、「移転元」の移転人口(世帯数)と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画 区域外の別を記載する。
- (5)「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号(I、II、…)、面積、土地利用区分(都市計画の市街化区域内、市街 化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別)、移転人口(世帯数)及び移転跡地の利 用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名: **平伏森地区**(川内村平伏森帰村促進太陽光発電事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施 図面番	男. 圣. 么	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行年度	復興整備事業 に含まれる受 受益面積・ 施設等		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
1	第 1 開発 パイロッ ト事業	平伏森地区	福島県	87. 1ha	\$44~ 45	2. 8ha	完了	補助	川内村は、原発事故の発生により多くの村民が村外へ 避難している状況にあり、地域の畜産農家もその例外で はなく、37戸あった畜産農家は8戸に減少し、今後の 再開も見込まれず、また、牛等のエサにあっても、放射 線の影響から加工飼料となり本草地は利用される見込み がない。 当該地は川内村が所有する土地であり、また、事業の ための面積を確保するには当該事業受益地以外にない。 当該地を事業区域から除外することについては、川内 村農業委員会と調整済みである。

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

開発目的から汚水は発生しない。雨水は自然浸透となり、また、周囲は山林に囲まれ、接する農地もなく支障はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定

復興整備計画(当初)において農用地利用計画を変更済み。

- (注)(1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了(昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了)したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
 - (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成 14 年農村振興局長通知)の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名: **糠塚地区**(かえるかわうち・メガソーラー発電所建設事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施 図面番	事. 	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行年度	復興整備事業 に含まれる受 受益面積・ 施設等		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
2	広域農業開発事業	糠塚地区	農用地開発公団	18. 76ha	S55~ 59	4. 5ha	完了	補助	川内村は、原発事故の発生により多くの村民が村外へ 避難している状況にあり、地域の畜産農家もその例外で はなく、37戸あった畜産農家は8戸に減少し、今後の 再開も見込まれず、また、牛等のエサにあっても、放射 線の影響から加工飼料となり本草地は利用される見込み がない。 当該地は川内村が所有する土地であり、また、事業の ための面積を確保するには当該事業受益地以外にない。 当該地を事業区域から除外することについては、川内 村農業委員会と調整済みである。

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

開発目的から汚水は発生しない。雨水は自然浸透となり、また、周囲は山林に囲まれ、接する農地もなく支障はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定

復興整備計画(当初)において農用地利用計画を変更済み。

- (注)(1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了(昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了)したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
 - (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成 14 年農村振興局長通知)の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名: 田ノ入地区(田ノ入工業団地等整備事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

<u>農業</u> 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	<u>施行</u> 年度	復興整備事業 に含まれる受 受益面積・ 施設等		<u>施策の</u> <u>種別</u>	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
<u>3</u>	土地改良 総合整備 事業	田ノ入地区	福島県	9. 7ha	\$45\simes \frac{46}{46}	<u>9. 7ha</u>	完了	<u>補助</u>	当該地区は、26年9月まで避難指示解除準備区域であったことにより帰村している営農者が少なく、かつ、農業後継者も高齢であり原発事故の影響から離農を希望する者が多く、今後の営農再開は見込まれない。また、山林、河川、道路に囲まれているため、当該地が転用されても周辺農地の利用に支障がない。工業団地の立地のためには、進出企業が補助金を活用できる場所、工事や製品搬出時の交通の利便性、必要面積の確保が必要であり、これらの条件を満たすのは当該受益地以外にはない。なお、当該地を事業区域から除外することについては、川内村農業委員会と調整済みである。

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

<u>汚水排水は、合併浄化槽で対応し、雨水排水は、一時、事業地区の貯留施設に溜めてから川内川に排水するため、周辺農地に対する影響はない。工場等の取水にあたっては、農業用水である川内川から取水することなく井戸水を活用するため周辺農地での営農に支障はない。</u>

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定

復興整備計画(第1回変更)において農用地利用計画を変更済み。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了(昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了)したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
 - (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の

受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成 14 年農村振興局長通知)の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等(再ゾーニング)の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。